

新年度予算以外の各議案に対する質疑・討論の主な内容

指定管理者の指定
(上吉田デイサービスセンター及び上吉田高齢者生活支援ハウス吉祥苑)
(養護老人ホーム長寿荘)
(特別養護老人ホーム偕楽苑)

討論

賛成

施設の大規模修繕が必要になった時、市で運営していると国の補助が受けられない。民営化の考えは理解できる。民営化を視野に入れて、利用者へのサービス向上と施設運営の更なる効率化を目指すために、「秩父市社会福祉事業団」を指定管理者として指定することに賛成する。

反対

審議の中で、背景として「将来的には民営化」の方針があることが明らかとなり、これら介護施設は、保険者である秩父市がその責任において運営するべきと考え反対する。

指定管理者の指定(みどりの村関連施設)

問 随意指定したいとしているNPO法人やまなみはどのような団体か。指定の経緯は。

答 まちづくり・環境保全、地域の安全活動など地域に貢献する団体。理事長他20名で構成。休止している直売所の再開について利用者から要望があり、当法人からは非管理していきたいとの申し出があった。

問 1年間の指定管理期間でどのように評価するのか。

答 1年間の活動により、実績などを把握し、引き続き指定管理を行うか判断する。

市長等の給料の額の特例に関する条例の一部改正

問 今回の改正で市長・副市長を含めず、なぜ教育長のみ減額の廃止ということになったのか。

答 教育制度が変わり、文部科学省から派遣される予定の新教育長に全力で取り組んでいただくため。

討論

反対

教育長の給与減額は、財政が大変厳しい状況、という認識の下、行財政改革への姿勢を示すため市

長の政策的判断に基づき定めたもので、改革の目的を果たしたのか、いかなる効果を生み出したか総括がされていないと考えるので反対する。

賛成

議案質疑において市長は「優秀な人材をこれから任命してやっていく上においては、それだけの対価は払っていかなければいけない」という気持ちはある。また、「状況が変われば修正をかける事も当然ある」と答弁をしている。今回、秩父市として改正地方教育行政法の趣旨に鑑み、文部科学省から新教育長を迎え入れ、しつかりとした教育行政を果たしてもらうため賛成する。

一般職職員の給与に関する条例等の一部改正

討論

反対

今回の給与改定の内容は、全職員の88・4%の者の給与を平均1・85%引き下げるものとなっている。秩父市最大の職場である市役所職員の実質可処分所得の減少は、少なからず地域経済にマイナスの影響を与えることから賛成できない。

温水プール条例の一部改正
文化体育センター条例の一部改正

問 高齢者利用料金改正による、利用者数増減と収入の推計は。

答 料金改正後の利用者数の推計は大変難しい。収入については、現在の利用者数で推計すると、両施設で367万円程度の収入増となる。

問 料金改正を行うに当たって料金の激変緩和策の検討は。

答 近隣市町村にある同様の施設を調査したところ、高齢者が無料の所はないので激変緩和策は検討しなかった。



温水プール

討論

賛成

この条例改正は、現在、無料となっている65歳以上の高齢者の利用料金について一般の利用者と同様の利用料金に改正するものである。両施設とも老朽化に伴い、今後も継続して施設を維持していく

ためには、ある一定量の修繕費が必要となり、また、温水プールでは約4千万円弱、文化体育センターでは、約5千万円の指定管理料がかかっており、収入減による市税の投入額が深刻になりつつある状況である。利用者のみに行政サービスを過度に供給し、市民全体に対する行政サービスの不公平感をもたらすことに繋がりがかねない。また、埼玉県内の他の市町村において、同様の施設利用料について高齢者の料金設定のみ変更している自治体はない。今ある施設を未来にどう残していくのかという岐路に立たされているものと思ひ、賛成する。

反対

利用している高齢者は、社会が求めている健康寿命を延ばし、予防医療、予防介護においてその実をあげ、医療費・介護給付費削減に貢献していることは明らかである。その受益者負担について一般利用者のほぼ半額である、児童・生徒の利用料と同一とすべきであるとして、修正議案を提出した立場から賛成できない。



文化体育センター

介護保険条例の一部改正

討論

賛成

第1段階の低所得者の保険料率が高いことについては、国の「低所得者への軽減強化」の法案が国会を通るのを待って、改訂の予定。今回、値上げを抑えるために基金を2億円ほど繰り入れ、月額で306円の値上げを抑え、基準額の月額を5千4百円にしたこと、応能負担の考えを取り入れていることなどを評価する。なお、3年後の見直し時期に向けて基金の積み増しを要望し、賛成する。

反対

区分を多層化していることや基金の取り崩しにより保険料上昇を抑制する努力が見られるが、低所得階層である第1段階の上昇率が突出して高くなっていることをはじめとして、全体として15%を超える保険料値上げとなっている。介護予防・日常生活支援総合事業については、実施を1年間先送りするとしているが、その必要性・重要性に鑑み不安を払拭しきれない。それらの理由により反対する。

バイククルモトクロス場条例の一部改正

問 バイククルモトクロス場の収支状況および今後の使用料は。

答 バイククルモトクロス場は22年4月のオープン以来5年が経過した。利用も順調に拡大している。利用料金はオープン当初より市民は無料、市民以外は300円、BMX自転車の貸し出しが1時間200円となっていて、地方自治法に基づく利用料金制により指定管理者である(株)源流郷おたきの収入となっている。徴収料金の内訳では24年度約124万円、25年度は約159万円、26年度11月末現在で約162万円。利用者数に比例して増収となっている。なお、市内に住所を有する中学生以下の方の使用料については、今後も引き続き、無料とする。



バイククルモトクロス場

病院事業の設置等に関する条例の一部改正

問 消化器内科を開設することにより、診療対象となる臓器はどのようなものがあるか。

答 代表的なものでは、食道、胃、十二指腸、小腸、大腸などの消化管やこれらを助ける肝臓、胆のう、すい臓などの疾患が診療対象となる。また今後これらの臓器疾患に対する高度な検査、診療が可能となる。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 等

問 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正による条例の整備だが、どう変わるか。

答 教育長と教育委員長を一本化した新教育長ができ責任体制の明確化が図られる。常勤の教育長からの委員に対する迅速な情報提供、会議の招集等により教育委員会の活性化に資する。直接市長が新教育長の任命責任を負うことで役割が明確になる。

市長および教育委員で構成される総合教育会議が開催され、教育の進行に関する施策の大綱の策定、教育条件の整備、緊急の場合に講じる措置等について協議調整をす

る。市長と教育委員会がそれぞれを尊重し、より一層民意を反映した教育行政がなされることを期待する。

問 市長の見解は。
答 教育改革の第一歩と期待している。

討論

反対

この教育委員会制度改革は、戦争の経験を元に教育から政治的影響を排除する教育委員会の中立性を著しく脅かす。首長が変われば教育内容も二転三転する危険性と同時に戦前帰郷の体制を子ども教育段階に持ち込むもので到底容認できない。

賛成

新教育委員会制度が4月から施行され二つの改正がある。一つは新教育長制度であり、これは教育委員の代表である教育委員長と事務局の統括者である教育長を一本化する。そのことにより、迅速な危機管理体制の構築を図ることを含め、教育行政における責任の所在を明確なものとする。また、総合教育会議は、市長と教育長と教育委員6人で構成され、教育の振興に関与する施策の大綱の策定や教育条件の整備等の施策・児童生徒の危機管理など緊急の場合に講ずるべき措置など協議を行うとさ

れている。ゆえに市長と教育委員会の強い連携が期待できることから賛成する。

青少年問題協議会条例を廃止する条例

問 この条例は地方青少年問題協議会法に則っている。「同様の役割を担っている他の既存組織が現状に合った活動を行っている」ということだが、他の組織で役割を十分に補えるのか。現存の協議会の意見等は聞いているか。
答 青少年問題協議会の役割の内、青少年の指導・育成は16年発足の青少年育成市民会議が担っている。保護・矯正は18年設置の要保護児童対策地域協議会が担っていて社会福祉課が事務局になっている。この二つの会が現状に合った活動を行っている。青少年問題協議会の廃止について、協議会役員との話し合いは今のところ開催していない。

26年度一般会計補正予算(第9回)

問 ふるさと納税寄付金145万7千円の内訳は。
答 現在までの寄付金の合計額が約125万円である。これから3月31日までの間に寄付金があった場合を考慮し、145万7千円の寄付金を見込んでいる。内訳は2

千円以上1万円未満が4件で11万円、1万円以上10万円未満が22件で50万5千円、10万円以上20万円未満が2件で約24万円、20万円以上50万円未満が2件で50万円である。

問 秩父市イメージキャラクター「ポテくまくん」の反響は。
答 反響は上々で、活用したいという問い合わせも来ている。市のホームページでも「ポテくまくんの部屋」を作成し、デザインの使用について案内している。

問 現在、吉田元気村バイオマス発電所は火災により休止しているが、今後は。
答 吉田元気村バイオマス発電所は昨年3月以降休止している。この発電所は国の補助金を活用した県補助金により建設した施設であり、県、国と協議中であるが、稼働を中止する場合は補助金の返還が必要になる。また、再稼働する場合も経費が掛かるため慎重に協議、検討している。

問 経営体育成条件整備事業費補助金が約9千3百万円の減額となっている理由は。
答 この補助金は昨年2月の大雪で被災した農業用ハウスの撤去、再建の補助金だが、補助金交付額の確定と申請を取りやめた農家があったため、減額となった。

問 大滝温泉加温設備改修工事請負費が減額となっているが工事はどうなったのか。

答 加温設備が耐用年数を超えているため改修をする予定だったが、現状の設備と同様の設備が生産中止となった為、計上した予算額で工事発注ができなくなった。今後改めて予算計上し改修を進める。

問 旧秩父セメント跡地道路の改修に公費を投じることに問題はな

答 地権者である太平洋セメントより市へ所有権を移譲いただいた土地についての道路改修の為、問題は無い。

26年度介護保険特別会計補正予算(第3回)

討論

賛成

27年4月の介護報酬改正に伴うシステム改修に係る費用であり、円滑な介護保険事業の推進のために必要な予算であり賛成する。

反対

今回の介護報酬引き下げの影響について県内の介護事業所を対象に調査したところ、回答のあった事業所の65%が、報酬引き下げによって多大な影響を受け、なかには事業継続が危うくなるなどの深刻な影響を受けると回答している事業所もあり、反対する。

3月定例会で審議した議案、請願の結果

議案、請願の件名	議決結果	会派ごとの賛否				
		清流 12人	共産 3人	公明 2人	絆 2人	無会派 金崎 清野
地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の一部改正	原案可決	○	○	○	○	○
市長等の給料の額の特例に関する条例の一部改正	原案可決	○	○	○	○	×
一般職員の給与に関する条例等の一部改正	原案可決	○	×	○	○	○
市役所出張所設置条例の一部改正	原案可決	○	○	○	○	○
温水プール条例の一部改正(修正案)	否決	×	○	×	×	○
温水プール条例の一部改正(原案)	原案可決	○	×	○	○	×
文化体育センター条例の一部改正(修正案)	否決	×	○	×	×	○
文化体育センター条例の一部改正(原案)	原案可決	○	×	○	○	×
体育施設条例の一部改正	原案可決	○	○	○	○	○
保育所条例の一部改正	原案可決	○	○	○	○	○
子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例の一部改正	原案可決	○	○	○	○	○
市立養護老人ホーム条例の一部改正	原案可決	○	×	○	○	○
市立特別養護老人ホーム条例の一部改正	原案可決	○	×	○	○	○
介護保険条例の一部改正	原案可決	○	×	○	○	×
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正	原案可決	○	○	○	○	○
手数料徴収条例の一部改正	原案可決	○	○	○	○	○
市営駐車場条例の一部改正	原案可決	○	○	○	○	○
都市公園条例の一部改正	原案可決	○	○	○	○	○
バイシクルモトクロス場条例の一部改正	原案可決	○	○	○	○	○
病院事業の設置等に関する条例の一部改正	原案可決	○	○	○	○	○
市立幼稚園設置条例の一部改正	原案可決	○	○	○	○	○
学童保育室条例の一部改正	原案可決	○	○	○	○	○
市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正	原案可決	○	×	○	○	×
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	原案可決	○	×	○	○	×
教育長の職務に専念する義務の特例及び勤務時間等に関する条例	原案可決	○	×	○	○	×
デイサービスセンター条例の全部改正	原案可決	○	○	○	○	○
市立上吉田高齢者生活支援ハウス条例の全部改正	原案可決	○	○	○	○	○
勤労者福祉センター条例の全部改正	原案可決	○	○	○	○	○
青少年問題協議会条例を廃止する条例	原案可決	○	○	○	○	○
副市長の選任について	原案可決	○	○	○	○	○
教育長の任命について	原案可決	○	×	○	○	×
公平委員会委員の選任について	原案可決	○	○	○	○	○
人権擁護委員候補者の推薦について	原案可決	○	○	○	○	○

議案、請願の件名	議決結果	会派ごとの賛否				
		清流 12人	共産 3人	公明 2人	絆 2人	無会派 金崎 清野
一般会計予算	原案可決	○	×	○	○	×
国民健康保険特別会計予算	原案可決	○	×	○	○	○
後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	○	×	○	○	○
介護保険特別会計予算	原案可決	○	×	○	○	×
下水道事業特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○
農業集落排水事業特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○
戸別合併処理浄化槽事業特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○
公設地方卸売市場特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○
駐車場事業特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○
水道事業会計予算	原案可決	○	×	○	○	○
市立病院事業会計予算	原案可決	○	○	○	○	○
一般会計補正予算(第9回)	原案可決	○	○	○	○	○
国民健康保険特別会計補正予算(第3回)	原案可決	○	○	○	○	○
後期高齢者医療特別会計補正予算(第3回)	原案可決	○	○	○	○	○
介護保険特別会計補正予算(第3回)	原案可決	○	×	○	○	○
下水道事業特別会計補正予算(第3回)	原案可決	○	○	○	○	○
戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算(第3回)	原案可決	○	○	○	○	○
水道事業会計補正予算(第2回)	原案可決	○	○	○	○	○
市立病院事業会計補正予算(第3回)	原案可決	○	○	○	○	○
上吉田デイサービスセンター及び市立上吉田高齢者生活支援ハウス(吉祥苑)	原案可決	○	×	○	○	○
市立養護老人ホーム長寿荘	原案可決	○	×	○	○	○
市立特別養護老人ホーム偕楽苑	原案可決	○	×	○	○	○
みどりの村園遊施設	原案可決	○	○	○	○	○
市道の認定について	原案可決	○	○	○	○	○
市道の路線変更について	原案可決	○	○	○	○	○
市道の廃止について	原案可決	○	○	○	○	○
計画	辺地に係る総合整備計画を定めることについて	原案可決	○	○	○	○
議員提出議案	「女性が輝く社会」の実現に関する意見書	原案可決	○	○	○	○
	ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書	原案可決	○	○	○	○
	議会委員会条例の一部改正	原案可決	○	○	○	○

清流：清流クラブ 共産：日本共産党秩父市議会議員団
 公明：公明党 絆：市民の会・絆 無会派：会派に属さない議員
 ※議長は人数に含まれていない

○：賛成 ×：反対 ○/○：賛成人数/会派人数